

見舞金給付事業規定

(目的)

第1条 本規定は川崎市 PTA 連絡協議会（以下「市 P」という）会則第 4 条④にもとづき、PTA 活動中における PTA 会員、子ども、および指導員等の負傷、死亡（以下「災害」という）に関して審査の上、必要な見舞金給付を行う。なお、指導員等とは指導員、卒業生保護者、地域住民、協力団体等を指し、事前に PTA が手伝いを認め、かつ手伝い名簿に記載のある者とする。

第2条 PTA 活動中の見舞金給付の範囲は、PTA 主催および共催の学校行事（授業中の児童生徒および教職員は除く）・活動（以下「活動・事業」という）に参加して被った災害とする。

(対象)

第3条 見舞金給付事業の対象は、市 P に所属する川崎市立小・中・特別支援学校の PTA 会員、子ども、および指導員等とする。

(給付金)

第4条 本事業の見舞金給付は、見舞金基金を充てる。

(審査会)

第5条 審査会は審査の上、給付の可否を決定する。

第6条 審査会は、市 P 協役員を審査員として構成する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

第7条 審査会は、原則として、年 5 回程度会長の招集により開催する。

第8条 審査会の会議は、市 P 協役員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。

2 会議の議長は会長が行う。

3 会議は、出席審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(給付)

第9条 見舞金給付の対象となる災害に対する給付額は、治療期間の長さを問わず一律 5 千円を給付する。

第10条 給付については速やかに給付を行う。ただし見舞金給付が多数に及ぶなど判断が困難な場合は理事会において支払の時期および方法を決定することができる。

第11条 PTA 会員、子ども、活動中の指導員等の受けた災害が被災者の故意または重大な過失により発生したものであるときは給付を行わないものとする。

第12条 PTA 活動中に第三者に対し、災害を生ぜしめたときは、本規定を準用する。

(申請)

第13条 見舞金給付を受ける場合の手続きは次のとおりとする。

① 関係書類は次のものとする。

イ 事故証明書 1 通

ロ 本規定第 2 条の災害の範囲を証明する資料一式

② 手続きは次によるものとする。

イ 申請の関係書類は川崎市 PTA 連絡協議会ホームページに掲載の申請書類により行うものとする。

ロ 手続きは、本規定第 13 条①イ、ロ、の関係書類を添付し、事務局に申請を行うものとする。

2 給付申請の有効期間は、事故発生後 30 日以内とする。

(事業の終了)

第14条 この見舞金給付事業は基金がなくなり次第終了する。

(施行期日)

第15条 本規定は、平成 20 年 6 月 13 日より施行する。

付 則

1 本規定は、平成 23 年 3 月 4 日に一部改定し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規定は、平成 24 年 1 月 6 日に一部改定し、即日施行する。

3 本規定は、平成 25 年 6 月 14 日一部改定し、同日より施行する。

4 本規定は、令和 4 年 5 月 6 日に一部改定し、同日より施行する。

5 本規定は、令和 5 年 5 月 2 日に一部改定し、同日より施行する。

6 本規定第 7 条は、令和 6 年 5 月 2 日に一部改定し、同日より施行する。

7 本規定第 9 条、第 1 4 条は、令和 6 年 5 月 2 日に一部改定し、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

8 本規定第 1 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 1 3 条、第 1 4 条は、令和 7 年 3 月 5 日に一部改訂し、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。